

豊中市債権回収対策会議設置要綱

(目的)

第1条 本市が保有する徴収金に係る債権（以下「市債権」という。）に関する未収対策の推進ならびに市の徴収金業務の改革・改善の方向性の検討を行い、歳入の確保を図るため豊中市債権回収対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 豊中市債権の管理に関する条例の運用管理に関すること。
- (2) 市債権の徴収及び収納に係る対策の検討に関すること。
- (3) 市の徴収及び収納業務の改革・改善等の検討並びに推進に関すること。
- (4) 市債権の未収防止のための初期督促の充実及び各部局間の連携に関すること。
- (5) その他議長が必要と認める事項に関すること。

(対策会議)

第3条 対策会議は議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は財務部長の職にある者とし、副議長及び委員は別表に掲げる職員をもって充てる。ただし、議長が必要と認めるときは、別表に掲げる職にある者以外の者を委員に指定することができる。
- 3 対策会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指定する副議長がその職務を代理する。
- 5 議長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

(実務担当者会議)

第4条 議長は対策会議の下に実務担当者会議を置くことができる。

- 2 実務担当者会議は、座長及び議長が指名する職員をもって構成する。
- 3 座長は債権管理課長の職にある者とする。
- 4 構成員の任期は、設置の目的が達成されるまでとする。

(事務局)

第5条 対策会議及び実務担当者会議の事務局は債権管理課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策会議及び実務担当者会議の運営等に必要な事項は議長が定める。

附則

この要綱は、平成21年 7月 1日から実施する。

附則

この要綱は、平成23年 4月 1日から実施する。

附則

この要綱は、平成24年 6月 1日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年 4月 22日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年 4月 28日から実施する。

附則

この要綱は、平成28年12月 1日から実施する。

附則

この要綱は、平成29年 4月 3日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年 4月 2日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年11月 28日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年 4月 1日から実施する。

附則

この要綱は、令和 4年 4月 1日から実施する。

附則

この要綱は、令和 5年 4月 3日から実施する。

附則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から実施する。

附則

この要綱は、令和 7年 4月 1日から実施する。

附則

この要綱は、令和 8年 4月 1日から実施する。

別表

豊中市債権回収対策会議	
議長	財務部長
副議長	財務部 税務・債権管理長
副議長	教育委員会事務局 学校給食課長
委員	財務部 税務管理課長
〃	財務部 債権管理課長
〃	福祉部 福祉事務所長
〃	健康医療部 保険長
〃	健康医療部 保険相談課長
〃	こども未来部 子育て給付課長
〃	都市計画推進部 住宅課長
〃	会計課長
〃	市立豊中病院事務局 医事課長
〃	上下水道局 経営部 お客さまセンター窓口課長
〃	教育委員会事務局 学務保健課長
〃	教育委員会事務局 学び育ち支援課長